

第7章 量の見込みと確保方策

2 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

○満3歳以上限定小規模保育事業

【経緯】

令和8年4月1日施行の改正児童福祉法により、3歳から5歳児のみを対象とした「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、3歳から5歳児を対象とした小規模保育事業に係る見込み量と確保方策を計画に記載することとされたことから、計画に追加記載するものです。

【一部改正】

満3歳以上限定小規模保育事業の「見込み量」及び「確保方策」について、次のとおり追記します。

(P.104 【確保の方策】追記)

満3歳以上限定小規模保育事業の「見込み量」については、本計画の2号認定の見込み量に含まれています。

また、「確保方策」については、既存の保育所・認定こども園に加え、現在整備中の新設保育所及び既存保育所の定員増を伴う改修により保育の提供体制が確保される見込みであることから、本計画における確保方策（確保数）は「0（ゼロ）」とします。

このことから、満3歳以上限定保育事業の実施は現時点では予定していません。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【経緯】

令和7年9月16日付こども家庭庁の通知により、こども誰でも通園制度について、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を計画に位置付ける必要性が生じたことから、計画に追加記載するものです。

【一部改正】

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保について、次のとおり追記します。

(P.112 【量の見込み・確保方策】追記)

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との円滑な連携・接続に取り組んでいきます。